

Title	ヨーク條令の一考察：第十四世紀初頭イギリス憲政史上の一問題
Sub Title	A note on the stature of York
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.26, No.3/4 (1953. 6) ,p.89(235)- 109(255)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19530600-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヨーク條令の一考察

——第十四世紀初頭イギリス憲政史上の一問題——

森 岡 敬 一 郎

偉大な事業の達成せられた Edward I の治世に比すれば、次に立つた Edward II の時代は誠に慘じめなものと評せざるを得ないであらう。彼が一三〇七年即位し一三二七年遂に弑逆せられるまでの約二〇年間は、對外的にはスコットランドに壓迫せられ、又對内的には諸侯の反抗に悩み、一見これを見るに悲慘の一語につきると言はざるを得ない。父 Edward I の幾多の輝かしい建設的事業に比すべきものは彼の治世には一つとして見出すことは出来ない。しかし表面的には以上の如く混亂と動搖に満ち、無秩序と國民的不名譽の支配した時代であつたとしても、一度立場を變じてより深く、イギリス政治社會の進展と言ふ視點より見るならば必しも以上の如き皮相的な考察もしくは評價を以てすまい得ないものの存するかに感ぜられる。このような看點からすれば、彼の治世の慘じめさは、要するに前代、Edward I の治下に於いては、巧にも糊塗されていた歴史上の諸要因の對立が露呈したまでのことであり、逆説的に言へば、慘じめなるが故に反つて積極的な意味を有ち、歴史的考察の對象としては Edward I の治世にも匹敵するものとすべきであ

らう。T. F. Tout⁽¹⁾、J. G. Davies⁽²⁾ が夫々大著の對象として取上げ、又 G. Lapsley⁽³⁾、B. Wilkinson⁽⁴⁾、M. V. Clarke⁽⁵⁾ の如き優れた史家がその研究の中心又は重要な分子をこの時代に置いてゐることは、以上の事情を裏書きして居るものと言ふべきであらう。

扱、ここに考察の對象として取上げた所謂「ヨークの條令」なるものは、一三二二年 Edward II が諸侯の封建的反抗を破つた後に、王權の恢復を目指して發布した短い・一見極めて明瞭な内容を持つた條令なのであるが、この條令の解釋をめぐつて幾多の學者の見解の對立が認められるのは、先に指摘した、Edward II の治世の持つ本質的な問題とも關聯して、この條令を通じて見られる歴史的諸要因の相對的關係いかんの認識にかかつてゐるものと言はざるを得ない。今、ここにこの短い條令の考察を諸學者の見解に基いて取上げて見るのも、この條令を通して見られる社會の一斑を考察するにあるのである。

註(1) T. F. Tout: The Place of the Reign of Edward II in English History. 1937.

(2) J. C. Davies: The Baronial Opposition to Edward II. 1918.

(3) G. P. Lapsley: Crown, Community and Parliament in the Later Middle Ages. 1951.

(4) B. Wilkinson: Studies in the Constitutional History of the Thirteenth and Fourteenth Centuries. 1937.

“The Coronation Oath of Edward II and the Statute of York” (Speculum. XIX)
Constitutional History of England 1216—1399. vol. II. 1952.

(5) M. V. Clarke: Medieval Representation and Consent. 1937.

Edward I の治世の末年は、彼の巧妙且つ強力な政策の謂はば破綻の現はれた時期であつた。更に一三〇七年、Edward II の即位の當時のイギリスは、對外的にはフランス及びスコットランドとの戦争の問題があり、内には強力政治によつて抑壓されてゐた諸侯の不満が強く感ぜられてゐた。Edward II の戴冠式の誓文が以前のそれとは異り更に一ヶ條が加へられているのはこのような對外的危機と内部に於ける諸侯の壓力に由來するとされてゐるのである。しかしてこのような事態を前にして、王位に即く者としては強固な意志と比類なき政治的手腕が必要とせられたであらうが、不幸にして Edward II は他に多くの長所を有したのではあるが、意志薄弱にして片意地な性格の持主であり、強硬な對外政策に必要な強靱な意志も、又巧妙な對内政策に必要な練達な手腕も持つてゐなかつたのである。しかして混亂の動機は、彼がガスコーニュ出身で且つとかく問題のあつた Peter Gaveston なる人物を重用したことにあつた。

かくて Edward I の末年より、抑壓せられて居たバロンズの中央集權的強權的統治の傾向に對する反抗の勢は蠢動してゐたが、この王の治世に及び先づ Peter Gaveston 攻撃の形を取つて現はれたのであつた。即ち一三一〇年に議會内に勢力を占めた諸侯は、王をして國政の改革を議するため二十一人の諸侯より構成せらるる委員會の設立を認めしめたのである。この委員會、即ち Lords Ordinners は、翌年、所謂「一三一一年の Ordinances」と稱せられる改革案を決定し、武力を以つてこれを王に強制承認せしめたのである。この Ordinances の直接の目的とする所は、

Peter Gaveston の追放にあつたが、この他に、教會の自由の尊重、王の平和の維持、大憲章の諸條項の遵守を要求する以外に、王はバロンズの代表者の同意なくしては國土を離れ得ず又和戰の決定も行い得ないこと、王の重要な官吏の任命には同じくバロンズの代表者の承認を要すること、少くも年一回議會を開くべきことを規定してゐるのである。

以上の如く Ordinances は王の行動の自由を著しく拘束するものであつたが、バロンズの意圖は、現實の王の行動に制肘を加へ、統治上の諸害を修正しようとするものではあつたが、王位そのもの、王權そのものにはなんら觸れるものではなかつた。⁽²⁾ このことはこの Ordinances の前文に、「王は自由意志により候・バロンズ及び王國の善良なる他の人々に、王國及び Household の狀態を改善すべき人々を選出することを許し(中略)……上記の權限によつて選出せられた……我々は、神、教會、王の名譽のために次の如き制定を行ふものである。」とあることによつて明瞭に判るのである。この意味で、本「Ordinances」は、一三〇八年四月にバロンズが、「オマージェ及び忠誠の誓は王の一身に對してより、むしろ王位に對してなされたものであり、王が理性に反する行動を行つた場合には、家臣は王を正義の途に連戻さねばならない。」⁽³⁾と言つて居るのと揆を一にするのみならず、Henry III 時代の所謂 Paper Constitution 以來、Baronial Opposition の根底に常に動いてゐる考へ方なのである。⁽⁴⁾ 従つて、ここには單に Gaveston 排撃という以外に二つの政治理念の衝突を見なければならぬのではあるが、バロンズの反撃自體が王權そのものに觸れるものではなかつたことを注意して置きたい。

その後 Gaveston は一時海外に逃れたが王が無理に歸國せしめたために、反つて Thomas of Lancaster を中心と

するバロンズの反撃に遭い、一命を失つて了つた。しかもその後王と Lancaster 公との確執は續き、このイギリスの内紛に乗じて Robert Bruce のスコットランドに於ける勢力は強化され、一三二四年の Edward のスコットランド親征も、大諸侯の協力を得ることの出来なかつたために敗戦に終り (Bannockburn の戦)、王の國內に於ける地位は更に弱体化せられ、一三一五年には王は更に Lancaster 一黨の強要する屈辱に服することとなつたのである。

しかしバロンズの代表者たる Lancaster 公の人格的缺點と、又バロンズ内部の軋轢によつて、一三一七—一八年頃より Pembroke 伯を中心として、官僚勢力が反 Lancaster 的態度を明らかにして來た。この一派は勿論、王の専制に全面的に讃同するものではなかつたが、又、Lancaster の行動に對しても批判的であり、この意味で彼等は中間派 (The Middle Party) と稱せられてゐるのである。

王と Lancaster 公との間の衝突がともかくも回避し得たのはこの中間派の努力の結果であつた。一三一八年八月に王と Lancaster との間に一應の協定が成立したのである。これが Treaty of Leake と稱せられるものである。

この Leake 條約は、Ordinances を基礎として、王と Lancaster とを協調せしめんとするものであり、謂はば一の妥協策であつたために、兩者の間に眞の平和を得たと言ふよりも兩者に共に不満を残し、反つて將來に紛糾の因をなしたものであつた。⁽⁴⁾

しかし現實の表層を見れば、ともかくも、兩者の對立が鎮められたのみならず、對外的にも不安が去り、一三一八年より一三二〇年に至る間は、平和と安定との時期であつたと言つてよい。

この平和を破壊した直接の原因となつたのは、Gaveston に代つて王の寵臣となつた、Hugh Despenser の行動で

あつた。彼は名門と人物の故に王に對して Gaveston 以上の發言力を有してゐたのである。彼は Eleanor de Clare の夫として、一三一七年 March of Wales に妻の父 Gloucester 伯の舊領の一部即ち Glamorgan の Marcher Lordship を得ることになつた。彼は嘗にこの所領の領有に満足せず、Glamorgan と彼の生涯の領有を許された Garmarthen の中間に介在する Gower 半島の領有を望んだことから問題は起つたのであつた。この願望達成のためにはいかにしても王の力を借りることが必要であつた。一三二〇年 Gower の領主の死を機として、彼は王と結んで Gower の領有權を確保したのであつた。(この王の行動の背後には、特權地帶としての March を完全に自己の支配下に置かんとする意圖が認められるが、この點については今は論じない。)この行動はしかし March の特殊事情を無視したものであり、この地方の諸侯の不満は翌二一年五月には暴動の形をとつて現はれるに至つた。この勢に乗じて Lancaster は五月に北部の諸侯を召集して、王の不法行爲を攻撃し相互援助を約したのみならず翌月には、Sherburn-in-Elmet に北部南部の諸侯、更にはヨークの大司教を初め聖職者をも加へた會議を催し、王の行爲の不法を攻撃したのであつた。かくて一三二一年七月王が開催した議會に於いては、Despenser の辯明にも不拘、輿論と武力的壓力に押されて王も Despenser の國外追放に同意したのであつた。

ここに Lancaster の勢力と王とは正面衝突を見、王の敗北に終つたのであるが、この以後必しも反王勢力の紐帶が強固であつた譯でもなく、又バロンズの目的も領主の權益保全以外にはなく行動そのものも廣く一般に支持されもしなかつた。

この直後、一三二一年の Michaelmas の頃に、王妃 Isabella が旅行中 Leeds 城に於いて宿泊を拒否せられたこと

を口實として王が不穩分子の征壓のために軍隊を召集し、Leeds 城を陥落せしめ、更に Leeds 城支援の動きを示した Marcher Lords の軍を追路して北上し、又 Desepnser には身柄の安全を保證して歸國せしめたのであつた。この情勢に對して北方の諸侯は再び Lancaster 公を中心として相結ぶことになつた。

しかし南方の諸侯より編成した有力な軍隊、Pembroke 一派の中間派の支持、更に London, Cinq Ports 等の有力都市の支援とを背景とする王の軍隊の前には、Lancaster の軍は抗する力なく、一三二二年三月一六日 Borough-bridge の戦に於いて Lancaster 軍は完全な敗北を喫し、彼自身も命を失つて了つた。

かくて王は完全にバロンズの反抗の勢を破推するを得たのである。この戦の二日前、王は五月二日を期してヨークに議會を召集すること發表した。そしてこのヨークの議會には、聖職者、バロンズのみならず、コンモンズも出席し、予め準備せられてゐた案に従つて、Ordinances による王權の制約を撤回することが決定せられた。そしてこのことを公示するものとして「ヨーク條令」が發せられたのである。

註(1) この「Ordinances」といつても、Davies は、王の Household Government に對するバロンズの反抗と解し、「Statute of York」はこれを對して王がバロンズの政權掌握を確認して、再び Household System の恢復を目指したものであると述べてゐるが、古くは Tout (*The Place of Edward II.* pp. 38~83). を初め最近では Wilkinson がこの見解には正面から反對し、(一)當時王の私的行政に對立するものとしての國家行政なる概念は存在しなかつたこと、(二)この意味で行政は全て王に發するものであつたこと、(三)この「Ordinances」が行政機構の改革については全く觸れてゐないこと等を明らかにしてゐる。Wilkinson, *Studies in the Constitutional History of Thirteenth and Fourteenth Centuries.* pp. 227~246.

- (2) B. Wilkinson: Constitutional History of Medieval England. 1216~1399. Vol. II. p. 14.
- (3) B. Wilkinson: Constitutional History of Medieval England. Vol. II. p. 11.
- (4) G. T. Lapsley: Crown, Community and Parliament. p. 183.
- (5) B. Wilkinson: Constitutional History of Medieval England. Vol. II. p. 17.
- (9) これが所謂偽議會 (concilium) である。

二

この條令が人々の注目を惹いたのは、十九世紀に入つてからのことであつた。即ち、一八一九年に公にせられた The First Report of Lord's Committee on the Dignity of a Peer に於いてである。ここに於いて本條令が注目を惹いたのは、この條令の最後の部分に『王及びその子孫の權益、國家並に人民の權益に關する事柄は、舊來の慣習に従ひ、王及びその子孫により、聖職者、公、伯、並に庶民の同意を以つて、審議され、同意され、決定さるべきこと。』(Mes les choses qe serount a etabli pur lestat de nostre seigneur le roi et de ses heirs, et pur lestat du roialme et du poeple, soient tretes accordees establies en parlementz par nostre seigneur le roi et par lassent des prelatz countes et barons et la communalte du roialme, auxint comes ad este accustume cea enarere.) とあるからなのであつた。即ちこの報告書は上記の條項を、『嘗つては單に慣習であつたことを再確認したものであり』『庶民の立法參加を全ての法律について認め、この原則に従はざる立法は全て無効である』ことを表明して居るものとなし、庶民即ちコンモンズの權利擴張の一記念碑と考へたのであつた。⁽¹⁾このような解釋は Hallam,⁽²⁾ Gneist,⁽³⁾

Stubbs 等の十九世紀の代表的學者にそのまま繼承されたのである。

この一例としてイギリス憲法史の最大の權威として今日も極めて高い價值を認められて居る Stubbs の所説を取上げて見よう。彼によれば、元來イギリスに於いては、庶民が立法に参加するのが原則であつたが、十二世紀にはこの原則は死文と化して居た。この條令は古來のこの原則を再確認し、コンモンズの全面的立法参加の原則を定めたものとして、『Magna Carta が commune consilium regni 開催の方々を定め、又 Edward I は quod omnes tangit ab omnibus approbatur. の原則を定めたが、Edward II はこの原則を更に明確に再確認したのである。』⁽⁴⁾と言つてゐるのである。即ちコンモンズの立法權への全面的參加を許したものとしてゐる。換言すれば彼は本條令がコンモンズに議會内の完全な estate としての地位を與へたものと解してゐるのである。しかしこのようなコンモンズに廣範な權限が現實に認められるであらうか。歴史上の事實に徴するにこの Stubbs 的理解とは余りに相違するものが見受けられるようである。即ちこの條令の發せられた同年の七月に、御用金のことを決定して了つてから、王はバロンズのみに対して請願に答へるべきか或は直にスコットランドに出征すべきかを尋ね、バロンズがスコットランド出征に賛成したために、コンモンズは解散して居るし、同年十二月にも略同様のことが起つて居るのである。⁽⁵⁾この二例を以つてしても、Stubbs の解する如き意味にこの條令を理解することは極めて危険のように思はれる、この故に本條令のこの部分の意味を全く無視しようとする學者すら存するのである。

しからばこの條令はいかなる意味を持つたものであらうか、今一度検討を加へる必要があるであらう。

この條令に對する以上の如き傳統的な見解に對して最初に批判的な立場を明らかにしたのは Ludwig Riess であつ

たが⁽⁶⁾この條令の精細に互る研究を行つたのは G. T. Lapsley と G. L. Haskins の二人であつた。⁽⁷⁾従つて今ここに本條令の解釋を吟味しようとするに當つても、二人の所說について考へるのが穩當と考へる。そして先づ最初に注目すべきはこの二人の學者の見解は、本文中に見られる *estate* なる辭句の解釋をめぐつて著しい對立を示すものではあるが、⁽⁸⁾この條令が完成までに約七週間の時日を要したこと、又専門の法學者の手になるが故に、全體として意味上の統一を有して居ることは、共にその解釋の前提として認めて居る所であり、従つて、ここにこの條令を問題とするに際しても、このことは解釋の前提として認めて置くべきものと考へるのである。

扱、この條令の目的が、前文に明示されてゐるように、一三二一年の *Ordinances* によつてバロンズの王權に加へた制限を撤回し、王權の保全を圖るにあつたことは、諸研究者の等しく認めてゐる所である。次にこの條令の内容としては、Lapsley, Haskins 共にこれを四部に分つてゐるので、これに従ふべきであらう。即ち、(一)、一三二一年の *Ordinances* を廢止するが、それ以前の正當な方法によつて作られた *Statute* は有効なること。(二)、いかなる方法によつてしても、王權 (*le poir real*) に反する立法を行ひ得ないこと。(三)、將來いかなる事情、いかなる權限を以つてしても、臣下が王の權益 (*lestat nostre dit seigneur le roi*) 及び王位の權益 (*lestat de la coronne*) に反して制定した法は無効なるべきこと。(四)、前述の、將來、王及び王の權益、並びに王國及び人民の權益 (*lestat de nostre seigneur le roi...lestat du roialme et du poeple*) に關する項は、舊來の慣習に従ひ、王及びその子孫により、聖職者、候伯、並びに庶民の同意を以つて、審議され、同意され、決定さるべきこと。との四點に要約されるのである。扱しかし、この條令の本文の解釋はさほど容易ではない。というのは、全く同意に近い四の箇所(上にカッコ内に原語を以つ

て示した語)に夫々相異つた言葉が使用せられてゐて、これが果して、全く同意義であるのか、又は、相互に相異あるものなるか相當判定困難でありこれらの諸語の意味いかによつて全文の意味に相當の開きが生じて来るからなのである。この問題は要するに *estate* なる語の讀方いかに歸着すると言つてよい。一般に *estate* は、第十四世紀には權利の總體、若しくは狀態を意味するものとされ、諸學者もこの立場を無反省に踏襲して來たのであつた。このような從來の讀み方に對して、異論を唱へたのは G. L. Haskins であつた。

即ち、彼に従へば、*estate* なる言葉は、本來はラテン語の *status* と同意に用いられてゐたのであるが、十三世紀より十四世紀に移ると共に、このような一般的な意味は次第に失はれ、より具體的な意味を帶びて來るに至つた。このような動きが明瞭に認められるのは、一二七五年の Statute of Westminster I であると言ふのである。この條令には、「*pur le commun profit de Saint Eglise e del reume: Et pur ceo qe lestat de Saint Eglise ad mannerre* ...」とあり、この場合の *estat* は明瞭に、より具體的な意味、即ち所有權の意味、N. E. D. の定義を以つてすれば、「the interest which any one has in lands, tenements, or other effects」の意味である。このような意味に於ける *estate* の用例は、所謂 “Exile of Hugh le Despenser, Father and Son”⁽⁶⁾ にも見出される。従つて、一見互に矛盾してゐるかに見える本條令の第三部と第四部とは、*estate* の語義が同一でないとすれば、相互に抵觸することなく諒解せられるとして、第三部に於いては、*estate* は所有權の意味に、第四部に於いては、權益一般を意味したものと考へてゐるのである。要するに G. L. Haskins の說に従へば本條令第二部は王の不可讓の大權を規定したもので本條令第三部は、王の財産の損失となるような立法に對する全面的禁止であり、第四部は王及び國民全體の利益に關

する問題即ち臨時の租税についてはコンモンズをも含めた國民全體の同意を要することを規定したものであるとして居るのである。彼の説に於いては、この條令の中核は、王の所有權の保全と、臨時の徵税の場合に於ける國民の同意の要件を規定したものであるとされて居るのである。

この Haskins の所論に對して最も強く反對したのは、G. T. Lapsley であつた。即ち彼は、English Historical Review LVI. (1941) に發表した “The Interpretation of the Statute of York” と題する論文に於いて、先に彼が同く English Historical Review XXVIII (1913) 誌上に發表した “The Commons and the Statute of York.” の所論に若干の修正を加へつつ、諸學者の見解に批判を加へたが、その批判の主たる對象の一つとして、この G. L. Haskins を取上げ、彼の estate の説に詳細な論評を加へてゐるのである。

彼の言ふ所によれば estate を所有權の意味に用いることは、第十四世紀に於いては、「不可能でなかつたに過ぎない。」であり、當時の一般的な用例は、權利の總體を指したものであつたとして The Song of Lewes (ed. Kingsford) II. 445~50, 660~70. 及び Bracton II. 110 等の用例をその根據に擧げて居る。この點は、S. B. Chrimes も、又 M. V. Clarke も等しく承認して居る所なのである。従つて、estate を所有權の意味に解する G. L. Haskins の説よりもむしろ在來の説に復歸する方が穩當のように思はれる。即ちかくすれば、第三部は一般に王の權益を、第四部は王のみならず國民全體の權益に關する事柄については、王を混へ更にコンモンズをその要素として含む議會に於いて決定すべきであることを決定したものとなるのである。この項の意味は、Lapsley によれば、單に臨時の租税徵收の手續の方法の規定と言ふのではなくして、國家の問題の解決方法に關する規定と見るのである。

しかし、このように estate の意味を同じく解すると、この條令の内的統一が著しく傷はれる感がある。第二部、第四部はどう相互に調整すべきか、もし同様な内容を現はす言葉に全く意味上の差異なきものとすれば、各部分の間に意味上の衝突が起りはしないかが問題となる。

これに對して Lapsley は次の如き假説を述べてゐるのである。本來中世國家の廣い意味に於ける行政は國王の一身に歸屬すべきものではあるが、現實上は行政機構の整備に伴ひ王權の各機構への權限委譲が行はれ、各行政機關の自動的活動を通じて、王權の行使が行はれることが多くなる。大體此を三に、即ち the Council, the Household (Wardrobe, Chamber), the National Government (Judiciary, Treasury, Chancery) に分けて考へることが可能である。即ち現實の王の權力は、大體は王の知らざる間に、これらの機關を通じて發動されてゐる譯である。

前にも述べた如くこの時期のバロンズの革新運動の目的とする所は、王の行政政府に於ける恣意を排し、行政政府の働きを自己の有利にしようとすることにあつたのであるから、王が王權の保全を主張しようとする場合には、王が身柄の安全を保證され王が議會又は法廷に於いて直接自己の意志を表明することの自由を確保する以外に Household の職員初め各官廳の職員に對する任免權、監督權を得なくてはならないことになる。夫故に言はば王の大權とも稱すべき王自身に固有の國政上の最終的權利の確保を明らかにした上(第二部)更に第三部に於いて Household (王の權益), National Government (王位の權益) の兩者にわたり實質的支配權を確立してゐるのである。そして最後の部分に於いては國家の全體の利益については議會に諮るべきことを定めたものであるとしてゐる。⁽¹¹⁾

以上が Lapsley の主張の概要である。このような微妙な假説に對しては、我々が何等の批判を申し述べることは出

來ないが、要するに王權の保全を積極的に主張し、次いで最後の部分に於いて the estate of the realm に關する事柄については、即ち國家の根本問題についてはコンモンズをも含めた會議に咨るべきことを申し述べたものであると言つてよい。

しからば何故にこのように議會に於いて國家全體に關係ある事柄を決定するという事項がこの一部として加へられたのであらうか。

今、Magna Carta 制定以後の歴史を通じて見るに、國家の根本に觸れるが如き改革は此を四回數へることが出来る。その第一は、一二五八年の Provision of Oxford であり、第二は Simond de Montford の改革、第三は一二三一年の Ordinances、第四は一二一八年の Treaty of Leake である。これらの四回の事件を通じて認められる所は、Bracton の言ふ正常な立法手續によらず、バロンの代表の組織せる委員會の決定を武力を背景として王に承認せしめたものであつた。

本條令の目的が、屢々述べた如く、王權の保全にあり、又、文意上統一あるものとすれば、この最後の部分も又王權の保全に關係あるものとしなければならぬ。かく考へれば、この條項が上に述べたバロンの自己が中核となつて組織せる集團と王と平等の立場で改革を行はんとする動きに對處するものであり、更に具體的には一二三一年に Lancaster の企圖した偽議會 (Concilia) 召集の動きに對して、王の議會召集權を確立しようとしたものであつた。

即ち最後の部分は議會の開催の權利が王にのみあること、國制の根本問題はバロンの武力を背景とするバロンの委員會によつて決定されるのではなく、王の主催する議會に於いて決定さるべきものたることを明らかにしたものと見

るべきと思ふ。この意味で一三〇八年の宣言に見られる傾向に對してこの條令を「王による立法・人民による同意」として Edward I の統治理念の再確認であり反動的性格を有するものとする B. Wilkinson の見解は正しいであらう。しからば何故にコンモンズが加へられたのであらうか。

- 註(1) Report on the Dignity of a Peer. I. 282~3 (G. T. Lapsley: Crown Community and Parliament in the Later Middle Ages. p. 151. 以下轉載)
- (2) Hallam: Middle Ages. III. p. 232 ff.
- (3) Griest: English Constitutional History, II. pp. 20~1.
- (4) Stubbs: Constitutional History of England. II. p. 383. 但し彼の見解特に commune consilium regni と關するものと對する批判を Charles Petit-Dutaillis, George Lefebvre: Studies and Notes supplementary to Stubbs' Constitutional History. p. 447. 以下に集大成されてゐる。
- (5) A. F. Pollard: Evolution of Parliament. p. 116.
- (6) Ludwig Riess: Geschichte des Wahrechts zum enegischen Parliament im Mittelalter. 1885.
- (7) G. T. Lapsley: "The Commons and the Statute of York" English Historical Review. XXVIII. (1913) p. 118 以下 "The Interpretation of the Statute of York" English Historical Review. LVI. (1941) pp. 22~49. 411~446. G. L. Haskins: The Statute of York and the Interests of the Commons. 1935.
- (8) この語意の解釋の相異は、更に根本的には中世國家に對する兩者の見解の相異に淵源するものである。従つて G. T. Lapsley の說に對して G. L. Haskins は自說を主張するに當つては、單に言語の意味の問題を越えて、中世國家の本質よりして立論してゐる。しかし彼の立場は余りに所有の觀念に力點を置き過ぎた觀がある。

(6) Statute of the Realm I, 181~184.

(9) S. B. Chrimes: The Constitutional Ideas of the Fifteenth Century. p. 80以下。M. V. Clarke: Medieval Representation and Consent. pp. 154~161.

(11) Lapsley, Tout, Davies, Joliffe (The Constitutional History of Medieval England. pp. 370~376). 等は「若干のニエメンの差はあるが、コンモンズに部分的立法権しか認めて居ない。又 Davies 以外は全て Lapsley の線に従つてゐる。尙 Davies 説の採用不可能なことは前後の事情より明白と思はれる。

これに對して、M. V. Clarke は、Stubbs の立場を更に進めたと思はれる立場を取り、この條令がコンモンズに全立法參加の權利を與へたものとしてゐる。この説の根據となつてゐるのは、成立年代並に信憑性に不明の點の多い Modus Tenendi Parliamentum を、一三二二年當時の中備な輿論を表明してゐるものと假定しての上のことであるが、この文書自體に問題があり過ぎるのみならず、又 Richardson-Sayles の正に指摘してゐる如く、「Edward I, Edward II の治世に、コンモンズの出席が頻繁の度を加へたとは言へ、コンモンズの出席の有無が、議會の性質、又議決の能力に關するということとはなかつた。」のであり、「又 Edward III の治下にもコンモンズの同意を経ずして成立してゐる法令のあること」も認められ、史實にも適合しない。従つて Clarke 説は採用し得ない。しかし又 Richardson-Sayles がこの條令の最後の部分の意義を無視しようとするのは、一つには彼等がこの條令によつて認められたコンモンズの立法參加を全面的のものとして考へてゐるからであり、彼等の説にも賛同し得ない。

三

扱、しかし la communalte du roialme なる言葉を、これまで全く簡單にコンモンズ、即ち Shire の Knight 及び特權都市の市民の代表と解して來たが、これが必しも正しいのではない。このような表現が、單に貴族のみの集會に

對しても用ゐられてゐることは、⁽¹⁾ A. F. Pollard も認めてゐる所であり、且つまた、本條令の憲法史的意義を全く否定し去らうとする H. G. Richardson, G. Sayles の強く主張する所ではある。しかしコンモンズが、この頃より中世社會の進展の結果として、封土の再封と産業の發達のために次第に實力を増大して來たことは否定し得ぬ所である。

Richardson, Sayles 兩氏の推定によれば、⁽²⁾ 一二五八年より一二八六年の間に開催せられた約五〇回の議會中六回、一二九〇年より一三一〇年の間に開催せられた三六回の議會中一三回、一三一一年より一三七七年の間に開催せられた一九回の議會中一七回、夫々コンモンズの代表の出席が認められる。このようにコンモンズの議會への出席が漸次原則となつて行く傾向が認められることは確かにコンモンズが社會的勢力として無視し得なくなりつつあることを示すものであり、こうした事情を考へると、本條令に見られる *la communalte du roialme* はやはり通説に従つてコンモンズの意味に解するのが適當のように思はれる。

唯、議會内にコンモンズの加入を認めたことが一見して我々の考へる程に大きな立法上の意味を持つものではなかつたことである。

即ち、少しく立入つて考察すれば、貴族とコンモンズとは議會内に於いて同一の職能を賦與されてゐなかつたことが見出される。召集の Writs にも明示されてゐるように、貴族は同意を與へ時には助言を與へるために出席するのである。つたに對し (*ad colloquium et tractatum de quibusdam arduis negotiis que regnum Anglie tangunt*)、⁽³⁾ コンモンズは、請願を行ひ、又は、Writs に示されてゐる如く、會議に於いて決定されたことを聽聞し實行するにあつた (*ad audiendum faciendum quod tunc de communi consilio ordinabitur*)。特に重要な意味はむしろ後者にあつた

ようである。

このことは次の如き事情が明證してゐる。即ち、一例を挙げれば所謂 the Articles of Stamford は、予めバロンズの會合に於いて決定され、コンモンズはその確認に列つたに過ぎない。又一三二〇年の Lords Ordainers の任命を見た議會にはコンモンズは出席して居らず、Ordinances の確認せられた議會にのみ出席してゐる。

従つて、以上の如くコンモンズの出席の頻繁になつたことを以つて直に政治上に於けるコンモンズの發言力の増大を意味すると考へることは正しいとは言へない。それ故に Ludwig Riess⁽⁴⁾ が議會内の議事運營の方法に着目したことは正に慧眼であつたと申さねばならないであらう。即ち彼によればコンモンズが立法上に貴族と平等な地位を得るといふのは、コンモンズが集團として請願を行ふ權利を認められるのでなければならぬ。これは請願が州を單位としてでなく、國を單位として行はれることを意味する。この意味でコンモンズに關する請願は議會の書記に渡すべきことを、換言すれば、コンモンズが固有の代辯者を持つべきことを決定した 22 Edward III の命令は重要な意味を持ちこれが一つの轉期となるのである。勿論彼の意見には餘りに法學的な嫌いはあるが憲法史上の問題が單に原理上の變遷の探求以上に、深く現實の運營の内に考へるべきもののあることを指摘した點に大いに意義がある。

又 Lapsley は一三〇七年、一三二八年、一三二九年、一三三二年、一三三四年二月、同年十月、一三二七年の合計六回の議會に於ける Cambridgeshire, Huntingshire, Essex, Hertfordshire, Bedfordshire の五地方のコンモンズ代表につき分析した結果、重要な政治的決定の行はれてゐる場合にも、選出に當つて政治的要素の介入の殆んど認められない事實を見出したのである。⁽⁵⁾ このことは、先に述べた如く、議會内に於いてコンモンズの政治的役割の余りに重いも

のでなかつたという事實を逆に示してゐるものであらう。

要するにコンモンズを召集することは、議會の決定を地方に布達せしめることが主たる目的であつたのである。

又、既に最近の研究によつて明らかにされてゐる所であるが中世議會なるものも、近世初期の議會の如き王權制約の機關でなかつたこともここに思ひ起す必要がある。中世の議會は「國內諸勢力の會合點」であり Ch. Petit-Dutailis の言葉を以つてすれば、むしろ「王の行政の「機關」 (an instrument of government, not an organ of control) であつたのである。従つて、議會自體がデモクラティツクな色彩を濃厚に持つものではなかつたのみならず、更にコンモンズを加へるとの規定もコンモンズの立法活動が貴族それとは同一と認められてゐない以上、さして近代民主主義的と考へられてはならないであらう。

しかしこの條令の最後の部分に重要法案につきコンモンズに議會への席を與へたことは、たとへコンモンズが議決に對しては積極的な役割を占めてゐなかつたとしても、王の當面の敵たる貴族に對しては王の味方であり、この新しい勢力を伸張しつつある分子をも加へることによつて王が自己の立場を強化しようとしたものであつたことは疑い得ないであらう。

註(一) A. F. Pollard: *The Evolution of Parliament*, p. 118. Richardson-Sayles の見解は B. Wilkinson: *Constitutional History of Medieval England*, Vol. II, p. 137~8. より轉載。

尙具體的な一例としては、一二五八年の議會に於いて貴族のみの代表が出席してゐるに不拘、*le commun*, (the commonalty) なる語が使用されてゐる。(Wilkinson: *Studies in the Constitutional History of the 13th and 14th Century*, p. 25).

(二) Sayles: *The Medieval Foundations of England*, p. 456. より轉載。

(3) E. A. Joffe: *The Constitutional History of Medieval England*. p. 375.

(4) L. Riess: *Geschichte des Währungsrechts zum englischen Parlament*. ss. 106-9.

(5) これらの諸地方の議員選出の状況を、(一)、政治的配慮の影響の認められる場合、(二)、明瞭に無關心の場合、若しくは政治的配慮を無視してある場合に分けると、(一)の項に入るべきものは、一三二一年、一三二二年に夫々 Hertfordshire, Essex と 於いて、又、一三二八年、一三三一年、一三三二年に Bedfordshire 認められるのみである。

(9) Ch. Petit-Dutaillis: *Studies Supplementary to Stubbs' Constitutional History*. p. 331.

以上見た如く、本「ヨーク條令」は、王のバルンズの反抗撃退の後、王權の保全を確保した條令であつた。しかしして問題の最後の句も、Stubbs の如き意味には理解し得ないことも明らかとなつた。しかし乍ら、他方 Richardson-Sayles の如きこの部分の意味を全く無視し去つて了ふことも誤りである。

かく解すれば、ともかくも或る種の立法にコンモンズの参加を要件としたことだけは認めねばならないであらう。

扱、中世後期の政治制度史上の中心課題は各國の近代國家の型がこの期間に形成せられて行つたことにある。即ちイギリスにあつては、他のヨーロッパ諸國に見られる絶対王制ではなくして獨自の立憲王制が準備せられて行つたことである。そしてこの準備が正になされたのは第十四世紀に於いてであつた。

第十二世紀以來成長して來た王權と community of England とが正面より衝突したのが Henry III の治世であるとすれば、そして前者の側よりする解決策が Henry III の夫であり後者の側よりする解決が Simond de Montford の試みであつたとすれば Edward I の治世は community と王權との要求を満足せしめる妥協を見出した時期であつたと言へる。この二の要請の接點となつたものこそ parliamentum 即ち單に封建的な curia regis 或は magnum

concurium の繼續以上の要素を含む、國家的重要問題の決定に當つての、助言と同意の、community の協力體制であつた、一方王は依然として執行權を確守してゐたのである。しかしこの協調の事態そのものは極めて不安定であり、謂はば王と community とは結び付けられたが、"積分"はされなかつた。それ故次の治世以後には破綻を示し、二の要請が再び現はれて来るのである。この二つの要請の抗争を通じて生れたものが King in Parliament なる新しい政治理念であつた。勿論この完成は第十七世紀まで待たねばならなかつた。

中世的個人的王制よりの離脱の線を進んだものは——Edward II の治世に關しても——バロンズの動きであつた。王個人とも異なる王位の觀念を打出してゐる一三〇八年の宣言は、この意味に於いてイギリス近代國家形成に直接理念的にも連るものとすれば、本「ヨーク條令」は、「王による統治・國民による同意」の線を明らかにし個人的王制の許に於けるの community 協力體制への復歸の方向を示すものであつたと言へよう。

しかし乍らイギリス近代立憲國家の誕生のためには現實の制度上に幾多の改革が必要であつた。具體的には parliament 内部の變化が即ちコンモンズをも含めたより廣い協力體制の完成が必要であつた。この點よりすれば、少くも正式にコンモンズの協力をなんらかの程度で明示した「ヨーク條令」は、イギリス近代立憲王制の育成に積極的な意味を持つことになる。王權と community との二つ要請が絡合つ一つ一つのものを生んで行くのが第十四世紀イギリス制度史の特色である。單に混亂の時期でしかなかつた Edward II の時代も一度この點より考察すれば極めて重要な意味を持つて来る。この「ヨーク條令」はこの王の治世の所産として、彼の治世の有する史的意味の一斑を表明するものとすれば、この條令の複雑な姿の内に又 Edward II 時代の意味を見取り得るであらう。